

論文の内容の要旨

著者： 村岡 敬明

論文題目： 米軍基地の建設から本土復帰に至る沖縄住民の「島ぐるみ闘争」の変容過程に関する研究

本研究論文は、戦後の沖縄が本土に復帰するまでの20年間（1953年～1972年）で生じた3項目の事象を中心に論述する。その対象となった3項目の事象は、①軍用地の強制収用反対に始まる沖縄住民の反米軍意識を結集させた「島ぐるみ闘争」、②「島ぐるみ闘争」を危惧した大統領命令による琉球政府行政主席公選の発表、および③沖縄の施政権返還に伴う日米両国の政治外交交渉、などである。

まず、米軍の強制土地収用による第1期（1953年～1959年）の初期的な基地の建設・整備と第2期（1960年～1966年）の基地の拡張・強化による再整備に反対する「島ぐるみ闘争」について検討する。この検討は、地元の地方公共団体が所蔵する資料群や新聞記事、および開示された日米両国の外交機密文書、在沖米軍から米軍上層部や国務省に報告された機密文書などが用いられた。

つぎに、1960年4月28日に沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）が結成された。復帰協の運動方針は、「安保条約は原則的に反対であるが、復帰は施政権を有する米国から日本への返還であり、基地の取り扱いは、日米両国政府間の外交交渉で解決すべきである」という、基地より復帰が優先されるものであった。1965年2月22日に復帰協は、「異民族支配20年からの脱却」を合言葉に、沖縄の祖国復帰のために戦う決議がなされた。同年8月20日に復帰協は、佐藤栄作首相に「沖縄の施政権返還に関する請願書」を提出した。

1968年2月1日にアンガー高等弁務官は、同年11月10日に「行政主席公選を実施する」と発表した。その発表を受けて、与党の沖縄自由民主党から西銘順治が公認され、復帰協を中心とした革新系統一候補として屋良朝苗が公認された。選挙結果は、「即時無条件全面返還」を公約に掲げた屋良朝苗が当選した。しかし、屋良の選挙公約と日米両国の合意事項には、あまりにも隔たりがあり過ぎた。

沖縄の本土復帰に関して合意に至る日米政府間交渉で最も難航した問題は、有事の際の基地の自由使用と核兵器の再持ち込み、および施政権返還に伴う財政補償などであった。基地の自由使用は日米共同声明に盛り込まれ、核の再持ち込みは秘密合意議事録（核密約）の交換で可能となった。財政補償については、米軍が支払うべき軍用地の原状回復費と短波放送局の国外移転費を日本側が負担することで秘密裏に合意した。

以上の議論から、3期に分類した各時代区分の出来事を下記に示す。

- (1) 第1期（1953年～1959年）の「島ぐるみ闘争」は、1959年2月にUSCAR 布令第20号「賃借権の取得について」が公布されて終結した。その間に勃発した朝鮮

戦争では、北朝鮮軍と中国義勇軍に嘉手納基地から爆撃を繰り返すために、強制土地収用による基地の初期整備がなされた。

- (2) 第2期（1960年～1966年）の「島ぐるみ闘争」では、ベトナム戦争に米軍が介入するための基地の拡張・強化による再整備が完了した。当時の沖縄は、ベトナム戦争に介入する米軍と反戦から平和を希求する沖縄住民との間の対立軸が顕在化してきた。つまり、平和を希求する沖縄住民の意識は、やがて、本土復帰に向けて徐々に盛り上がりを見せ始めるのである。
- (3) 第3期（1967年～1972年）の「島ぐるみ闘争」は、沖縄の本土復帰をもって終了する。ただし、1972年5月15日に沖縄の施政権は日本に返還されたが、基地は米軍がそのまま自由使用するという分離返還となった。

最後に、本研究の主要な学術的意義を以下の(1)～(4)にまとめる。

- (1) 本研究では、ハーバード大学のグレアム・アリソン教授が示した対外政策決定過程モデルを公共政策学と社会変動論に応用し、「島ぐるみ闘争」を独自に読み解いた。筆者は「島ぐるみ闘争」を読み解くために、沖縄研究に関する複数の「新資料」を発掘し、それらを解明した。具体的には、米国立公文書館の開示資料中から、米国側の新しい資料を9篇発見した。同様に、読谷村史編集室の所蔵資料から沖縄の新資料を3篇、および外務省外交史料館の開示資料中から日本政府側の新資料を4篇それぞれ発見した。こうした資料を用いて、当時の琉日、琉米、あるいは琉日米などを対比させて、極東最強の米軍基地があることで人権や生活圏から生存権までを脅かされる沖縄住民、沖縄住民との基地反対闘争で基地の存続を危ぶむ米国、および沖縄の返還を求める日本というそれぞれの事情を把握した上で、沖縄住民側に立って琉日米の関係を分析した。すなわち、沖縄や日本側の資料だけでなく、特に米国側からの視点を取り入れることで、これまで不明であった行政主席公選の裏金以外に、西銘順治を当選させるために日米間で様々な交渉を繰り返した内容が、本研究によって明らかにされた。
- (2) 筆者が(1)の分析結果から、「島ぐるみ闘争」に関する新しい知見を提示した。これまでの島ぐるみ闘争に関する見解は、「ブライス勧告」に反対する沖縄住民の大規模な闘争や集会が繰り返された1956年が定説とされてきた。しかし、筆者の研究成果により、1953年の小禄村具志部落民の反米軍闘争、1954年～1955年の伊江村真謝部落民、1955年の宜野湾村伊佐浜部落民の一連の反米軍闘争が発火点となって全島に拡大していったことが資料から明らかにされた。そこで、本研究では、1953年を「島ぐるみ闘争」の新しいスタートラインとして用いることにした。
- (3) 第2期～第3期にかけての「島ぐるみ闘争」の変容は、軍事演習の事故や米兵の度重なる凶悪犯罪、ベトナム戦争の反戦機運などによってもたらされた。同時期には、沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）が「平和憲法下の日本へ帰ろう」をキーワードに本土帰運動を展開した。また、その他様々な社会的要因が沖縄住民に影響し、土地闘争から本土復帰へと沖縄住民の意識を変容させたのである。

(4) 米国の対沖縄政策の姿勢に着目すると、第1期と第2期の「島ぐるみ闘争」では、「銃剣とブルドーザー」による力のハード路線が実行されたのに対し、第3期の「島ぐるみ闘争」では沖縄住民の本土復帰意識を醸成したソフト路線へと転換していったことが明らかになった。主な出来事は、1967年2月24日の教公二法案の阻止闘争、1968年11月10日の行政主席公選、1971年6月17日の沖縄返還協定の調印式などである。

沖縄は1972年5月15日に本土復帰を果たしたが、米軍は沖縄に残留した。それ故、今なお米兵の犯罪、軍事演習の事故、および基地所属機の居住区への事故が多発している。

その一例として、普天間基地所属の大型ヘリが2004年に沖縄国際大学に墜落し、2017年には小学校の校庭に米軍ヘリの窓が落下した。こうした人命軽視も甚だしく、危険極まりない普天間基地の名護市辺野古沿岸の埋め立て地への移転が決定した。

その決定に対して自民党の小野寺元防衛相は、「基地が辺野古に移転すれば、軍用機は海上を飛ぶので事故の危険性は軽減される」と楽観的なコメントをした。しかし、埋立工事が進行している辺野古の海は、青珊瑚の群生域であり、ジュゴンの生息域としても知られている。環境保全のためには、嘗ての「島ぐるみ闘争」のように全島民が団結して反対闘争を展開していくしかない。そうしたことが、沖縄研究のイノベーションと言えるのではないだろうか。